

診療報酬について

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行」

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

「医療情報取得加算」

当院では、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン資格確認等の体制を有しています。
- ・ 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

「医療 DX 推進体制整備加算」

当院では、以下の医療 DX を通じて質の高い医療ができる体制に取り組んでいます。

- ・ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室で閲覧、活用できる体制
- ・ マイナ保険証を利用できる体制
- ・ 電子処方箋を利用できる体制及び電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制は今後導入予定です

「外来後発医薬品使用体制加算」

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。ご理解賜りますようお願いいたします。

「一般名処方加算」

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価の低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師、薬剤師にお問い合わせください。

潮田クリニック